

臨時報告書

東北電力株式会社

仙台市青葉区本町一丁目7番1号

本書は、E D I N E T (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) システムを利用して金融庁に提出した臨時報告書のデータに頁を付して出力・印刷したものであります。

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年 3月28日

【会社名】 東北電力株式会社

【英訳名】 Tohoku Electric Power Company, Incorporated

【代表者の役職氏名】 取締役社長 海 輪 誠

【本店の所在の場所】 仙台市青葉区本町一丁目7番1号

【電話番号】 022(225)2111(代表)

【事務連絡者氏名】 経理部 経理調査課長 八 幡 威

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号 (丸の内トラストタワー本館)
東北電力株式会社 東京支社

【電話番号】 03(3231)3501(代表)

【事務連絡者氏名】 東京支社 業務課長 佐 藤 修 一

【縦覧に供する場所】 東北電力株式会社 青森支店
(青森市港町二丁目12番19号)
東北電力株式会社 岩手支店
(盛岡市紺屋町1番25号)
東北電力株式会社 秋田支店
(秋田市山王五丁目15番6号)
東北電力株式会社 山形支店
(山形市本町二丁目1番9号)
東北電力株式会社 福島支店
(福島市栄町7番21号)
東北電力株式会社 新潟支店
(新潟市中央区上大川前通五番町84番地)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1 【提出理由】

当社は、平成 25 年 3 月 28 日開催の取締役会において、浪江・小高原原子力発電所建設計画の取り止めを決議いたしました。これに伴い財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生しましたので、金融商品取引法第 24 条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第 19 条第 2 項第 12 号の規定に基づき提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 当該事象の発生日

平成 25 年 3 月 28 日

(2) 当該事象の内容

当社は、これまで浪江・小高原原子力発電所建設計画について、昭和 43 年の計画発表以来、国、福島県のご指導、そして浪江町、南相馬市（旧小高町）をはじめとする多くの関係者のご支援を賜りながら、40 年超にわたって立地を進めてまいりました。

エネルギー資源の乏しいわが国にとって、原子力発電は、電力の安定供給、エネルギーセキュリティ、地球環境問題等の観点から重要な電源であり、当社は安全の確保を第一に、地域の皆さまから信頼される発電所の建設に向けて立地推進に取り組んできたところであります。

しかしながら、東日本大震災と、それに起因する東京電力（株）の福島第一原子力発電所事故発生以降、浪江町議会においては「誘致決議を白紙撤回する議案」、南相馬市議会においては「誘致決議を破棄し、建設の中止を求める議案」が決議されるなど、地元の現状ならびに地域の皆さまの心情などを踏まえれば、浪江・小高地点の開発を進めていくことは極めて困難な状況となっております。

また、浪江・小高地点は、まだ一部の用地取得が終了していない状況にあり、今後、原子力発電所を建設するためには、用地取得を完了させ、その後、漁業補償、環境影響評価等を行う必要があります。このため、運転開始までには相当長期間を要する見込みであり、このまま立地を推進していくことは適切ではないと判断いたしました。

当社としては、以上のようなことを総合的に勘案した結果、浪江・小高原原子力発電所建設計画を取り止めることといたしました。

<浪江・小高原原子力発電所建設計画の概要>

- ・所在地 福島県双葉郡浪江町及び福島県南相馬市（旧小高町）
- ・最大出力 825 千 kW

(3) 当該事象の損益に与える影響

浪江・小高原原子力発電所建設計画の取り止めに伴い、平成 25 年 3 月期において、特別損失として約 180 億円を計上する予定であります。